

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (11月26日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託	6
議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	8
議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
議案第45号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	13
議案第46号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	16
議案第47号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	17
意見案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	18
諸般の報告	20
日程の追加	20
議案第38号及び議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	20
日程の追加	22
議案第41号～議案第44号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	23
日程の追加	26
議案第45号～議案第47号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	27
閉会の宣告	29
署名議員	29

平成22年第11回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成22年11月26日

会期 1日間

閉会 平成22年11月26日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
11月26日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第38号及び第39号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第40号質疑、付託省略 (即決) 議案第41号～第44号質疑、総務常任委員会付託 議案第45号～第47号質疑、予算審査特別委員会付託 意見案第11号提案説明、質疑、付託省略 (即決)
		委員会	午前10時45分	議案第38号及び第39号経済建設常任委員会 (説明～採決)
			午前11時30分	議案第41号～第44号総務常任委員会 (説明～採決)
			午後2時	議案第45号～第47号予算審査特別委員会 (説明～採決)
本会議	午後3時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)		

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成22年第11回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成22年11月26日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成22年11月26日 午前10時00分)

閉 会 (平成22年11月26日 午後3時26分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 企画観光課長 島 袋 一 道

副 村 長 宮 城 重 徳 建設環境課長 山 城 均

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 シークワーカー 宮 城 博 俊
振 興 室 長

財 務 課 長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第38号	塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
5	議案第39号	塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
6	議案第40号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 付託省略
7	議案第41号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
8	議案第42号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
9	議案第43号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
10	議案第44号	北部広域市町村圏事務組合理約の変更について	提案説明 質疑～付託
11	議案第45号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 質疑～付託
12	議案第46号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明 質疑～付託
13	議案第47号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明 質疑～付託
14	意見案第11号	T P P交渉への参加反対に関する意見書	提案説明 付託省略

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第38号	塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第39号	塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第41号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
4	議案 第42号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第43号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第44号	北部広域市町村圏事務組合理約の変更について	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第45号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第46号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第47号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。ただいまから平成22年第11回大宜味村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 平良英勝議員及び4番 東武久議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更に
ついてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） おはようございます。本日は平成22年第11回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対し感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは議案を提案いたします。

議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について

平成22年6月28日締結した塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金 1億3,597万5,000円
- 2 増 額 金 415万5,900円
- 3 合計変更契約金額 金 1億4,013万900円

平成22年11月26日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

工事数量増に伴う増額変更

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

- 建設環境課長（山城 均） それでは議案第38号の補足説明を行いたいと思います。

今回の契約案件は、平成22年第6回臨時会で可決された案件の増額変更契約であります。お手元の説明資料の事業目的、事業概要につきましては、当初のとおりでありますので割愛させていただきたいと思います。変更理由につきましては、杭工事実施に伴う数量の生産量の金額の減額になります。30万3,010円の減額となっております。2点目に、外壁塗装の塩害対策及び外壁耐久性工事を目的とする塗装の変更及び屋根面の塗装面積の増による金額の増となっております。大変申しわけありません。説明資料に「予定工期」とありますが、これは「実施工期」ということで訂正していただきたいと思います。

なお、図面等を添付しておりますので、参照していただきたいと思います。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第5 議案第39号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第39号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更について

平成22年6月28日締結した塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金 9,135万円
- 2 増 額 金 283万5,950円
- 3 合計変更契約金額 金 9,418万3,950円

提案理由

工事数量増に伴う増額変更

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（山城 均） それでは議案第39号の補足説明をさせていただきたいと思います。

本契約につきましても、平成22年第6回臨時会で可決された案件の増額変更契約であります。先ほど申し上げましたように、事業目的、事業名、概要につきましては割愛させていただきたいと思います。変更理由につきましては、1点目、杭工事実施に伴う金額の精算による減額となります。31万3,000円の減額となっております。2点目に、外壁塗装の塩害対策及び外壁耐久性工事を目的とする塗装の変更及び屋根面の塗装面積の増によります。実施工期につきましては、同じく平成22年6月30日から平成23年1月14日までとなっております。

なお、図面等を添付しておりますので、参照していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第6 全員発議により提出されました議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。2番 新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年11月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 大城佐一 東 武久 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀 平良嗣男

賛成者 平良英勝

提案理由 大宜味村職員の期末手当及び勤勉手当の割合を改定することに伴い、大宜味村議会の議員の期末手当の率を改め、また、在職期間の区分に応じて支給割合を定める必要があり、本案を提出する。内容について説明いたします。

第1条で、期末手当の12月に支給する割合を「100分の165」から「100分の150」に改め、また在職期

間に応じて6カ月100分の100、5カ月以上6カ月未満100分の80、3カ月以上5カ月未満100分の60、3カ月未満100分の30に改め、第2条では、年支給割合を調整するため6月に支給する割合を100分の140に、12月に支給する割合を100分の155に改めています。

施行期日を第1条は、平成22年12月1日から、第2条については、平成23年4月1日と定めております。

以上で議案第40号の提案説明を終わります。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例にうついてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第40号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年11月26日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村職員の期末手当の割合を改定することに伴い、特別職の職員で常勤のものゝ期末手当の割合を改めるため、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第41号の内容について説明します。

1つの条例の一部改正を2条に分けて行う2段ロケット方式と呼ばれる改正方法での改正です。

第1条で期末手当の12月に支給する割合を「100分の165」から「100分の145」に改め、第2条は年支給割合を調整する形で6月に支給する割合を100分の140に、12月に支給する割合を100分の155に改めています。率については、県の特別職の割合と同じです。

施行期日を第1条は、平成22年12月1日から、第2条については、平成23年4月1日と改めています。

説明資料として新旧対照表をつけていますので、参照していただきたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時15分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○ 総務課長（島袋幸俊） さっきの説明で12月の支給割合を「100分の165」から「100分の145」に改めるということであったんですが、「100分の150」に改めるということですので御理解いただきたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年11月26日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村職員の期末手当の割合を改定することに伴い、教育長の期末手当の割合を改めるため、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第42号の内容については、議案第41号と同じ内容での改正となっております。県教育長と同じ割合となっております。

参考資料に新旧対照表をつけていますので、参照していただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年11月26日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

県人事委員会勧告に基づき、給料表の改正、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するため、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第43号の内容について説明します。

第1条と第2条が大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

第3条が大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第8号）の一部を改正する条例です。

第1条では、県人事委員会勧告に準じて12月支給の期末手当の割合を100分の135に、勤勉手当の割合

を100分の65に改めています。行政職給料表及び医療職給料表を改正しています。期末手当と勤勉手当の年間支給割合を0.2月分引き下げとなっております。

第2条では、年間支給割合を調整するため、6月支給の期末手当を100分の122.5、12月支給の割合を100分の137.5に改めています。勤勉手当を67.5に改めています。

第3条は、附則の改正です。号給の切りかえ時における給料月額が同日に受けていた給料月額に達しない職員について、給料月額とその差額を支給する経過措置がとられていますが、給料月額を100分の99.59に改正しています。この条例も2段階ロケット方式の改正で、附則で施行期日を平成22年12月1日施行と定め、第2条については、平成23年4月1日からの施行となっております。2号で行政職給料表6級以上の職員について、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減ずるとしています。

新旧対照表をつけていますので、参照していただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

(午前10時22分)

○ 議長（金城 勇） 再開します。

(午前10時23分)

○ 議長（金城 勇） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の規定により、北部広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。

平成22年11月26日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

北部広域市町村圏事務組合規約第3条第8号の共同処理する事務について、負担金に関する規定を整備する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提案する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

(島袋一道企画観光課長 登壇)

○ 企画観光課長(島袋一道) 議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約について説明申し上げます。

北部広域市町村圏事務組合規約(平成4年県指令総第731号)の一部を次のように変更する。

第12条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず第3条第8号の負担金については、名護市からの収入をもって充てる。ただし、その額については大学に係る地方交付税算入基準財政需要額の範囲内とする。

附則

この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

この規約の一部変更は、北部広域市町村圏事務組合規約第3条第8号の地方独立行政法人公立大学法人名桜大学の運営交付金に係るものですが、地方自治法第287条で一部事務組合の経費の支弁の方法について規約に規定することになっていきますので、負担金に関する規定を整備する必要があります。提案しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第11 議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)

平成22年度大宜味村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成22年11月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願います。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) それでは議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の予算の補正は、条例改正に伴う期末手当など、シークワサー振興費、公共下水道事業特別会計の繰出金、災害復旧などの歳出のみとしておりまして、歳入歳出予算の総額の増減はありません。

それでは歳出の概要でございますが、1ページの第1款議会費の121万3,000万円の減でございますが、これは職員の手当の121万3,000円の減でございます。この職員の手当等は、各款にありまして、該当箇所において減額しており、総額で693万9,000円の減となっております。

それから第6款を見ていただきたいと思います。農林水産業費の273万6,000円の増でございますが、これは主に加工施設機器修繕の375万5,000円の増となっております。

それから8款土木費の183万9,000円の増でございます。主に公共下水道事業特別会計の繰出金207万9,000円の増となっております。

それから予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。11款災害復旧費235万5,000円の増となっておりますが、これは主に土木施設災害復旧費の205万5,000円の増となっております。

そして14款予備費213万5,000円を減して、それぞれの支出を対応してございます。

以上が歳出の概要でございますが、詳細につきましては、委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では議案第45号について質疑を行います。

6款1項、農林水産業費のシークワサー関連の質疑を行います。説明資料には弁護士謝礼金、光熱水費、修繕費、警備委託料とありますけれども、当初、10月からの操業予定ということでありましたけれども、修繕費も375万5,000円上がっています。これは稼働に向けてのものだと理解はしますけれども、現状どういうふうな、どうなっているのか。実際、契約もまだなされていないようですので、その辺の説明を詳しくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） ただいまの新城一智議員から質疑がありました件についてちょっと説明したいと思います。予算としまして、補正予算、弁護士謝礼金、光熱水費、修繕費、加工施設警備委託料ということで計上しております。弁護士謝礼金ということで、基本協議についてちょっと弁護士の方からもいろいろ、何というんですか、基本的考え方を整理しながらということで弁護士謝礼金、基本協議の策定について一応計上しております。光熱水費、当初は10月からということで計上していなかったものですから、その分、補正を5カ月分ということで計上しております。同じく加工施設警備委託料についても10月分まで計上しておりまして、それ以降の分について今回計上しております。修繕費について、一応メンテナンスを入れまして375万5,000円が必要だということで今回計上しております。基本的に今の現状なんですけれども、石垣島サプライの計画にパインのほうが入っているものですから、その調整に県、国含めてこの件について関係市町村で話し合いを持ってうまくいく方法を探って進めるということで、その話し合いの音頭とりというんですか、大宜味村がそれを担うということで、県のほうからちょっとありますので、その辺、周辺整備を今進めているところです。関係市町村と話し合いを持って、その移行についてどうするかという基本的な方向を定めて進めていくという方向であります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、いろいろ説明ありましたが、この件は、過去トラブルというか、問題になって長くなります。やっぱり早くそういう問題を解決するために弁護士からも協議の内容とか、前回、附帯決議もつけて議決しておりますけれども、シークワサーの振興の部分でやっぱりきちっとしないといけないということがあります。今回、石垣島サプライはパインの加工もやりたいということなんです、実際、シークワサー振興室として、加工場は総合的な加工場ではあるんですが、パインとなるとシークワサーの域を超えて産業振興課の管轄になってくるという村民の解釈も、とることもできると思いますが、見通しがまだ調整の段階ということで、あとどれぐらいでそういう協議が終わって、結論が出そうなのか、その辺の見通しは立っているんでしょうか、立っていないんでしょうか。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） 今の問題、パイン振興計画に入っていたところであります。その件についてシークワサー振興室としまして、基本的認識が甘かったというんですか、こんな深い問題というんですか、要するに沖縄県のパイン産業が約1万トン総枠であると、この件について加工と青果用の約半々で加工施設が東のほうにあるんですか、それ1件になるのか、この辺の加工施設の容量というんですか、これが4,000トン向上で、今、加工施設に搬入する原料が総体的に不足していると。そこら辺で今のパインについて、加工について、県、国からの交付金というんですか、こういったもので賄って、現状、パイン農家のほうの生産に役立っている。そういう現状の中で今の大宜味村のシークワサー加工場のほうがパインもするというので、県、国は原料の取り合いにならないかということで非常に懸念しているものですから、その辺の解決に向けて関係市町村と話した上で、解決策が大宜味村に、要するに新たに入るものですから、今までやっているところにパインを入れていくということなものですから、今、県のほうから関係市町村と調整して、その上で進めなさいということであります。現状としてこの話し合いを持った後で進めていくと。今の予算についてですけれども、加工施設の修繕というんですか、これが約一月半ぐらいかかるというめどなものですから、年度内はちょっと厳しいのかという話し合いも進めながら、パインの件も調整解決を図っていかなければいけないと、そういったものも解決しながら進めていきたいという考えであります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） いろいろ説明は受けるんですけれども、見通しという、先がどうなるか見えないということを感じましたので、これはシークワサー振興室のあり方とかも問われるところになってくるといえると思いますが、これは村長、ぜひ政治的判断も含めて早目にけりつけるようにしないと、これは溝が深まる、今でも糸口が見えないような状況なので、村長のほうからその解決に向けて一言強い決意をいただいて質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御心配されている御質問についてお答えいたしますが、今、担当室長からありましたように、近隣の皆さんと非常に、シークワサー室だけではなくて、産業振興課、農政も含めて今話し合いを進めているところで、私らとしてもできるだけ早くこれを詰めて操業に持っていけるように、そういうことを常に心配しながら、あるいはそれが早目にできるようにというような努力を今、要するに急がしているところでございますので、いつまでということは明言できませんけれども、できるだけ早い時期にということで取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願

いたします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予
算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表歳出予算補正」による。

平成22年11月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要を御
説明したいと思います。

今回の予算の補正は、歳出のみの補正で、歳入歳出予算の総額の増減はございません。

歳出の概要でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。概要を簡単に御説
明いたします。

第1款簡易水道総務費39万9,000円の増となっておりますが、これは工事請負費の52万9,000円の増と、
職員手当の13万円の減となっております、これを予備費から組み入れて対応していくようにしてあり
ます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく願い
します。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第13 議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,829万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の予算の補正は、公共下水道事業一般管理費の増額補正で、その歳入を一般会計からの繰り入れとなっております。

歳入の概要でございますが、第3款繰入金207万9,000円の増でございます。これは一般会計からの繰り入れでございます。

それから歳出の概要でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。

第1款公共下水道事業総務費の207万9,000円の増となっております。これは供用開始に向けた委託料207万9,000円の増となっております。

以上が歳入歳出の概要でございますが、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと

思いますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎意見案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第14 全員発議により提出されました意見案第11号 TPP交渉への参加反対に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。9番 平良嗣男議員。

（9番 平良嗣男議員 登壇）

○ 9番（平良嗣男） 意見案第11号 TPP交渉への参加反対に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年11月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良嗣男 大城佐一 平良英勝 東 武久 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀 新城一智

賛成者 宮城辰徳

提案理由 TPP交渉への不参加について、関係機関へ要請するため。

TPP交渉への参加反対に関する意見書

わが国政府は、去る11月9日、APEC首脳会議に向けてEPA基本方針（包括的経済連携に関する基本方針）を閣議決定し、そのなかで米国、豪州など9カ国が行うTPP（環太平洋パートナーシップ協定）について「関係国との協議を開始する」方針を決定した。TPPは、関税撤廃の例外を認めない

完全な貿易自由化を目指した交渉である。

我々は、工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではない。しかし、この国が貿易立国として発展してきた結果、わが国は世界で最も開かれた農産物純輸入国となり、食料自給率は著しく低下した。

例外を認めないT P Pを締結すれば、日本農業並びに離島県として地域の雇用、定住を通じて国益にも貢献してきた本県農業は壊滅する。農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内生産は崩壊していく。関連産業は廃業し、地域の雇用が失われる。これでは、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能である。

E P Aは、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、わが国がT P P交渉に参加しても、この目的は達成できない。

したがって、わが国の食料安全保障と両立できないT P P交渉への参加は絶対行わないことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年11月26日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣

以上であります。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第11号 T P P交渉への参加反対に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第11号 T P P交渉への参加反対に関する意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第11号 T P P交渉への参加反対に関する意見書について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第11号 T P P交渉への参加反対に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（金城 勇） 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。
(午前10時54分)

-
- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前10時58分)

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。
休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。
予算審査特別委員会委員長に新城一智議員、副委員長に平良英勝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
これで諸般の報告を終わります。

-
- 議長（金城 勇） 委員会審査のため休憩します。
(午前10時59分)

-
- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 3時00分)

◎日程の追加

- 議長（金城 勇） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について及び議案第39号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更についての委員会審査報告書が提出されました。
お諮りします。議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について及び議案第39号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について及び議案第39号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第38号及び議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について及び追加日程第2 議案第39号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更について

てを一括議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成22年11月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城辰徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第38号	塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更に ついて	可決 全会一致
議案第39号	塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更に ついて	可決 全会一致

（宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました議案第38号及び議案第39号の2件について、経済建設常任委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、11月26日に午前10時45分開会時間を午前11時10分に繰り下げて審査をいたしました。

まず議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について報告します。

本件は、平成22年6月28日に締結した案件で、杭工事実施に伴う金額の精算による減額と、屋根面の塗装面積の増、また塩害対策及び外壁耐久性向上を目的とする塗装の変更による増額で、増額金額は415万5,900円で、合計変更契約金額が1億4,013万900円です。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第39号 塩屋埋立団地建築工事（2工区）の請負契約の変更について報告します。

本件は、議案第38号と同様の変更契約であり、増額金額は283万3,950円で、合計変更契約金額は9,418万3,950円です。

なお、本件についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。報告といたします。よろしくお願ひします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第38号 塩屋埋立団地建築工事（1工区）の請負契約の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号 塩屋埋立団地建築工事(1工区)の請負契約の変更について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 塩屋埋立団地建築工事(1工区)の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第38号 塩屋埋立団地建築工事(1工区)の請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第39号 塩屋埋立団地建築工事(2工区)の請負契約の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号 塩屋埋立団地建築工事(2工区)の請負契約の変更について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 塩屋埋立団地建築工事(2工区)の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第39号 塩屋埋立団地建築工事(2工区)の請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

- 議長(金城 勇) ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び議案第44号 北部広域市町

村圏事務組合規約の変更についてを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第41号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第41号～議案第44号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 追加日程第3 議案第41号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第4 議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第5 議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び追加日程第6 議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを一括議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年11月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第41号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第42号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第43号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第44号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号について、総務常任委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長の出席を求め、11月26日午前11時30分から審査いたしました。

まず議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本案は、第1条で期末手当の12月に支給する割合を100分の165から100分の150に改め、第2条は、年支給割合を調整するため6月に支給する割合を100分の140に、12月支給の期末手当の割合を100分の155に改めています。施行期日を第1条は平成22年12月1日から、第2条については、平成23年4月1日からと定めております。

次に議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、議案第41号と同様の改正内容となっております。

次に議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について報告いたします。

第1条と第2条が大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、第3条が大宜味村の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。第1条では、県人事委員会勧告に準じて、12月支給の期末手当の割合を100分の135に、勤勉手当の割合を100分の65に改め、行政職給料表及び医療職給料表を改正しています。期末手当と勤勉手当の年支給割合を0.2カ月分引き下げとなっています。第2条で、年支給割合を調整するため、6月支給の期末手当を100分の122.5に、12月支給の期末手当の割合を100分の135に、勤勉手当の割合を100分の67.5に改めています。第3条は、附則の改正です。号給の切りかえ時に受ける給料月額が同日に受けていた給料月額に達しない職員について、給料月額とその差額を支給する経過措置がとられていますが、給料月額を100分の99.59にする改正です。

附則で施行期日を平成22年12月1日施行と定め、第2条については、平成23年4月1日からの施行となっています。2項で行政職給料表6級以上の職員については、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減ずる改正となっております。

次に議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について報告します。

この規約の変更は、北部広域市町村圏事務組合規約第3条第8号の地方独立行政法人・公立大学法人名桜大学の運営交付金に係るものであるが、地方自治法第287条で、一部事務組合の支弁の方法について、規約に規定することになっているので、負担金に関する規定を整備する必要があるとの説明でした。内容については、負担金については名護市からの収入をもって充てる。ただし、その額には大学に係る地方交付税算入基準財政需要額の範囲内とする。この規約は組合の組織する市町村の協議の整った日から施行することになっております。

4件いずれについても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行い

ます。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第43号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてについて、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてについて討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてについて採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第44号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてについては、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長(金城 勇) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を日程に追加し、追加日程第7、追加日程第8及び追加日程第9として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第46号 平成22年度大宜味村簡

易水道事業特別会計補正予算及び議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を日程に追加し、追加日程第7、追加日程第8及び追加日程第9として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第45号～議案第47号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第7 議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、追加日程第8 議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び追加日程第9 議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成22年11月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第45号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第46号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第47号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

（新城一智予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第45号、議案第46号及び議案第47号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、11月26日午後2時から審査をいたしました。

議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算、3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第45号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第46号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第47号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の
報告のとおり可決されました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決
の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任された
いと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第11回大宜味村議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

（午後 3時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員